4　会社は、法第六条の二第一項の規定により交付した地域貢献資金又は法第十二条の三の規定により交付した法第五条第一項の責務の履行に要する費用に充てるための資金（以下この項及び次条第二項において「特例資金」という。）の額を、地域貢献資金又は特例資金として、損益計算書の適切な項目に計上しなければならない。

（地域貢献基金等に関する書類）

第十一条の四　法第十二条の二第四項の規定により提出する書類には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　法第六条の二の規定により地域貢献資金として日本郵便株式会社に交付した地域貢献資金の内訳

二　法附則第三条の三第一項又は法第十二条の二第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額の算定根拠

2　会社は、法第十二条の三の規定により特例資金を交付したときは、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　法第十二条の三の規定により取り崩した額

二　法第十二条の三の規定により取り崩した額の算定根拠

三　日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めた理由

（情報の公表）

第十三条　［略］

［2　略］

3　法第十六条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

［一～三　略］

四　法第十二条の二第四項の規定による提出をしたとき　当該提出をした書類の内容

［4　略］

5　第三項の公表は、法第四条第二項、法第九条若しくは法第十条の規定による認可を受けた後又は法第十二条の二第四項の規定による提出をした後速やかに、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議の実施状況に関する報告）

第十三条の二　法第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十六条の二第一項の協議の相手方

二　法第十六条の二第一項の協議の実施状況（当該協議の開始日を含む。）

三　法第十六条の二第一項の協議の内容及び結果

2　会社は、法第十六条の二第三項の規定により協議の実施状況の報告を行うときは、同条第一項の協議の内容を説明する参考資料（当該協議を書面により行った場合は当該書面を含む。）を添付するものとする。

［新設］

（情報の公表）

第十三条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［4　同上］

5　第三項の公表は、法第四条第二項、法第九条又は法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。